

諮問日：令和元年10月28日（令和元年度（情）諮問第26号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（情）答申第15号）

件名：GPS捜査に関して函館地方裁判所が作成し，又は取得した文書の不開示  
判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

GPS捜査に関して函館地方裁判所が作成し又は取得した文書全て（裁判官が作成した「報告書（GPS捜査に関する令状請求について）」など）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，函館地方裁判所長が，本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，函館地方裁判所長が令和元年9月19日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

札幌地方裁判所では，GPS捜査に関するメール文書などを司法行政文書として文書開示の対象としている。函館地方裁判所に類似の文書が存在しないとはおよそ考えられない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

函館地方裁判所によれば，苦情申出人が苦情申出書に添付し又は追加提出した司法行政文書であるメール文書等又はこれらに類似する文書は，同裁判所に存在しないとのことである。この点について，これらのメール文書等には，平成28年10月12日に高等裁判所事務局長及び地方裁判所事務局長宛てに送

信された最高裁判所事務総局刑事局第二課長名義のメール文書が含まれていることから、少なくとも同メール文書については、函館地方裁判所においても受信して取得したものと考えられる。しかし、同メール文書は、GPS捜査に関する令状請求がされた事例について随時の報告を求めるものであり、報告期間を「当面の間」としているなど、長期間にわたって報告を求める内容ではないことから、同裁判所においては、短期保有文書としての管理、保存等で足りるものとして取り扱ったことが想定される。したがって、同メール文書について、探索の結果存在しないのであれば、ほかのメール文書等及びこれらに類似する文書とあわせて短期保有文書として既に廃棄されたものと考えられる（なお、警察庁は、最高裁平成29年3月15日大法廷判決を受けた対応として、同日、都道府県警察に対し、捜査対象車両に移動追跡装置を取り付けて行うGPS捜査を控えるよう指示がされたとのことであり、報告の対象となる事例の発生は既に想定されないものとなっている。）。そうすると、函館地方裁判所に上記メール文書等又はこれらに類似する文書が存在しないことは合理的である。

よって、原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |            |                     |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和元年10月28日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年8月21日  | 審議                  |
| ④ | 同年9月18日    | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、札幌地方裁判所ではGPS捜査に関するメール文書等を文書開示の対象としており、函館地方裁判所に類似の文書が存在しないとはおよそ考えられない旨主張する。

確かに、札幌地方裁判所、旭川地方裁判所及び釧路地方裁判所が苦情申出人

に対して開示した文書には、平成28年10月12日に高等裁判所事務局長及び地方裁判所事務局長宛てに送信された最高裁判所事務総局刑事局第二課長名義のメール文書（以下「本件メール文書」という。）が含まれていることから、少なくとも本件メール文書については、函館地方裁判所においても同時期に受信して取得したものと考えられる。

しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件メール文書は、GPS捜査に関する令状請求がされた事例について、報告期間を「当面の間」として随時の報告を求めるものであり、長期間にわたって報告を求めることを内容とするものではないことから、函館地方裁判所においては、短期保有文書としての管理、保存等で足りるものとして取り扱い、関連する文書とあわせて短期保有文書として既に廃棄されたものと想定されるということである。この点につき、まず、当時、内容が簡易かつ軽微な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書（平成30年6月29日付け最高裁秘書第2693号による改正前の平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1のただし書に定める司法行政文書をいう。）については、事務処理上必要な期間が満了した時に廃棄するものとされていた（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の1の(5)）。そして、このような通達上の定めに加え、本件メール文書の記載内容、最高裁判所事務総長が指摘する最高裁大法廷判決の内容及びその後の捜査機関における対応を踏まえれば、函館地方裁判所が本件メール文書を短期保有文書として取り扱ったことは合理的であるといえる。このことからすれば、函館地方裁判所において、本件メール文書又はこれらに類似する文書は既に廃棄されたものと考えられるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そして、札幌地方裁判所等において本件メール文書が保有されており、苦情

申出人に対してこれが開示されたとしても、上記の事情等によれば、函館地方裁判所においても当然に本件メール文書を保有しているということとはできない。

したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

そのほか、函館地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、函館地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、函館地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子